

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	母子及び父子家庭等医療費助成資格の認定		
根拠法令及び条項	那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第6条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】 (※審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例第3条、第6条 別紙のとおり		
審査基準 設定年月日	平成7年3月31日	審査基準 最終変更年月 日	平成30年4月1日
標準処理期間	<input type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間() <input checked="" type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第3号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	年 月 日	標準処理期間 最終変更年月 日	年 月 日
所管部署	こどもみらい部 子育て応援課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

別紙 那覇市母子及び父子家庭等医療費助成条例

(助成対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者
- (2) 本市に住所を有する者(母子家庭の母又は父子家庭の父に監護されている児童のうち、本市の区域外に住所を有するものを含む。)で次のいずれかに該当するもの

ア 母子家庭の母又は父子家庭の父

イ アに規定する者の児童

ウ 養育者が養育する前条第4号に規定する児童

エ 規則で定める養育者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、助成対象者としなない。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者
- (2) 規則で定める施設に入所している者。ただし、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第4条第2項の障害児を除く。
- (3) 児童福祉法第27条第1項第3号の小規模住居型児童養育事業を行う者又は同号の里親に委託されている者
- (4) 那覇市重度心身障がい者医療費等助成条例(平成4年那覇市条例第15号)により医療費の助成を受けることができる者
- (5) 那覇市こども医療費助成条例(平成5年那覇市条例第14号)により医療費の助成を受けることができる者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、法令等により国又は地方公共団体の負担において医療費の全額支給を受けることができる者

(受給資格認定及び受給者証の交付)

第6条 第8条第1項の規定による助成金の支給を受けようとする保護者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、助成対象者に係る受給資格の認定及び受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、第3条に規定する要件に該当し、かつ、前条第1項各号に規定する要件に該当しないと認めるときは、受給者証を交付する。